第５回条例検討会（教育／情報・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ分野検討グループ）議事録【確定】

日　時：平成 25 年 10 月 17 日(木)　19:00～21:00
場　所：新潟市役所本館対策室
出席者：遁所グループ長、長澤座長、石川委員、伊東委員、佐藤(洋)委員、安田進行役
欠席者：なし
関係課：中川学校支援課特別支援教育班総括指導主事、阿部学校支援課特別支援教育班指導主事、小関中央区健康福祉課長補佐、小野障がい福祉課長

情報・コミュニケーション分野

１．障がいを理由とした差別的取扱い

○　差別事例をなくす対応策（事務局案）

≪未然防止策≫

①　条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る

②　市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う

③　施設・公共交通機関職員に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する

≪事後対応策≫

④　相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う

◎障がいを理由として情報の提供及び意思表示を拒んだり、制限したり、これに条件を付けること

○　委員意見

・川崎委員より差別解消推進委員会をつくるという新たな提案について全員賛成。ほぼ全部の差別事例に適応すると言える。

・条例には行政の義務であることを入れる。民間は努力義務。

・障がいにより対応は異なるので、基本対応や個別対応を条文に入れられればよい。

・行政窓口では、障がいへの対応をまとめておき、状況によりカードを使用するなりして理解を求める。そのような方法を行政から民間に広め、市民全体がわかるようにする。

・小学校から教科として「障がい」を理解してもらう。子どもの時からわかるようになれば

大人になっても理解できることになる。周知啓発と言って押し付けでは差別はなくならず、興味を持ってもらう仕掛けが必要。

・災害時の情報保障が必要。

・目が見えると言っても文を読めるとは限らず、漫画とか絵でわかりやすいように配慮する。

・教育分野になると思うが、一般の人が障がいを理解できるマニュアルが必要ではないか。

○　次回への持ち越し事項

・鳥取県で手話言語条例ができたので次回の検討会の資料として希望する。

２　合理的配慮の不提供

○　差別事例をなくす対応策（事務局案）

≪未然防止策≫

①　条例に「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る

②　市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う

③　市・事業所の職員に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する

≪事後対応策≫

④　相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う

○　委員意見

・代筆は知的障がいや精神障がいにも認めてもらいたい。

・代筆を悪用されないよう規則をつくる。

・障がい者への気配りを行政からしてほしい。

・必ず、すべての人に情報保障してほしい。

・ＡＴＭはタッチパネルになってから視覚障がい者は使えないので電話で人を呼び出すことになる。

・肢体不自由者はＡＴＭが利用できず、通帳と印鑑を持って手続きを行い、窓口で手数料を支払う。手数料を減免してほしい。

・罰則という話もあるが、褒めることも効果があるのではないか。たとえば情報保障の優良な企業にマークを貼るなど。

・選挙での情報保障は必要だが対応は要検討である。

⇒候補者名については、点字で用意されている。投票用紙は視覚障がいと確認できれば点字でできる。開票所では、投票用紙は一般と分類され点字が読める人間が対応している

・選挙の投票所でも基本の対応だけでなく障がいに応じた個別対応があればよい。

・事後対応策において、勧告・公表等に指導というものは馴染まないか。

・会議や行事の申込みには、必ずＦＡＸ番号を入れるようにしてほしい。

○　次回への持ち越し事項

・次回は教育分野について検討する。教育の制度が変わっているので、次回には資料を用意してもらいたい。